



Vol.154

弁護士 向井 蘭
杜若経営法律事務所

★運送業・タクシー業の賃金制度はこれしかない

1 未払い残業代請求先のダントツ一位は運送業

現在の弊事務所における未払残業代請求案件の内、運送業関連が約過半数を占めております。

なぜ運送業が未払残業代請求を受けやすいかと言うと、

- ① 長時間労働である
- ② 荷主から労働時間では無く運送量や距離で運賃をもらっているため、運転手に対しても労働時間に応じて賃金を支払う仕組みになっていない

この2点が挙げられます。①については改善するしかありません。②についても労働時間にかかわらず固定給で賃金を支払うことは労基法上できません。

では、どのように解決すればよいのでしょうか。労基法の原則に従い労働時間に応じて賃金を支払うと、早く目的地まで同じ荷物を届けた運転手よりも、同じ目的地に効率悪く届けた運転手の賃金がより高くなってしまいます。

そのため、昔から運送業・タクシー業は一部の賃金を歩合で支払ってきましたし、できれば完全歩合で支払いたいのが本音のはずです。

2 実は歩合給に対する残業代の計算は使用者に有利

固定給30万円、月所定労働時間150時間(計算の便宜を図るため150時間にしました)、毎月時間外(深夜・

休日無し)80時間労働であれば、一ヶ月の割増賃金は20万円!これではたちまち赤字になり経営は成り立ちません。

一方で、完全歩合給制で歩合計算の結果月給が30万円のケースはどうでしょうか。

歩合給制度においても残業代を支払わないといけませんが、労働基準法施行規則第19条1項6号によれば以下の計算になります。

$30\text{万円} \div (150 + 80)\text{時間} \times 80 \times 0.25 = 2\text{万}6086\text{円}$!完全歩合給制度の場合、同じ月給であっても、固定給に比べて一ヶ月の割増賃金が約8分の1になるのです。

では、なぜこのような事は起きるのでしょうか。

労働基準法施行規則19条1項6号は、「出来高給(歩合給)は、残業代も含めて賃金を支払ったことにするが、上乗せの割増賃金だけは支払ってください」という内容になっているから、0.25の上乗せを支払うだけで足りるのです。もう一度言いますが、上記事例の割増賃金は2万6086円!訴訟になる確率は一気に減りますし、割増賃金を支払っても多くの場合経営が成り立ちます。

3 完全歩合給は違法では無い

労働基準法第27条には以下の条文があります。

「出来高払制その他の請負制で使用する労働者については、使用者は、労働時

間に応じ一定額の賃金の保障をしなければならない。」

これは出来高払制その他の請負制において、出来高が少ない場合であっても、労働時間に応じて一定額の賃金を保障することにより、労働者の生活の安定を図ったものです。裏返して言うと、一定の賃金を保障すれば完全歩合給制でも違法では無いことになります（最低賃金もクリアする必要があります）。

4 今後歩合給的な残業代制度は否定される

現在、運送業に多用されている、いわゆるみなし残業代制度は、

- ① 歩合給を残業代として支払う方式
- ② 歩合給から残業代を控除して再計算して支払う方式
- ③ 一定の固定の残業時間を支払う

方式の3つです。②は国際自動車事件最高裁判決（令和2年3月30日）が否定した手法です。①も国際自動車事件最高裁判決の影響から今後否定される可能性が高いと考えます。なぜなら国際自動車事件最高裁判決は、割増賃金として適法であるかどうかは、形式では無く実質で判断すると判示したからです。③は、一定程度有効な方法ですが、結局固定給に対して割増賃金を支払うことになるので、効率悪く届けた運転手の賃金が効率良く届けた運転手より高くなるという点は解決できません。そのため、残された方法は完全歩合給制度しかないと考えます。

5 基本給・固定給の呪縛から解き放たれるべき

気分を害されたら申し訳ありません

が、私も含めて多くの経営者・専門家に「何らかの固定給・基本給を賃金には設けるべき」という思い込みがありました。しかし、そのような法律や通達はどこにもありません。

思い返せば、完全歩合給制度を導入している事案において未払い残業代請求の相談を受けることはほぼありませんでした。労働者側の弁護士が受任をしても、回収できる残業代が少なすぎて弁護士業務として赤字になるから避けていたものと思われます。このような単純な事になぜ気づかなかったのか、非常に悔やまれます。

6 未払い残業代請求を理由にした倒産が増える

今年の4月1日から賃金債権の消滅時効が2年から3年に延長されました。いずれ3年から5年になることが確定しています（5年になる時期は未定）。3年に延長された影響はまだ出ていません。あと2年後くらいから一気に多額の未払い残業代請求を受ける運送業関連の会社が相当数増えると思います。そしてこの請求を機に廃業する事例も増えてくると思います。考えるだけで憂鬱です。

完全歩合給制度には様々な論点がありますが、紙面の都合上書き切れませんでした。今からでも完全歩合給制度を普及させたいと思います。

お気軽にご相談下さい

(10:00~17:00)

杜若経営法律事務所

TEL03-3288-4981/FAX03-3288-4982